（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項、第七項及び第十二項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項から第五項まで及び第九項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項、第九項、第十項、第十二項及び第十五項、第百十八条の三第二項、第五項、第九項及び第十項並びに第百十九条第一項の規定にかかわらず、雇用調整助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金、キャリアアップ助成金、障害者雇用安定助成金及び生涯現役起業支援助成金は、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百二十条の二　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項、第七項及び第十二項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項から第五項まで及び第九項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項、第九項、第十項、第十二項及び第十五項、第百十八条の三第二項、第五項、第九項及び第十項並びに第百十九条の規定にかかわらず、雇用調整助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成コース助成金、キャリアアップ助成金、障害者雇用安定助成金及び生涯現役起業支援助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

（法第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる事業）

第百二十四条　法第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる事業として、人材開発支援助成金（人材開発支援助成金のうち建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金は、建設労働法第九条第二号の規定に基づき支給するものをいう。次条第一項及び第九項において同じ。）を支給するものとする。

（人材開発支援助成金）

第百二十五条　人材開発支援助成金は、人材開発支援コース助成金、特別育成訓練コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金、建設労働者技能実習コース助成金及び障害者職業能力開発コース助成金とする。

三　実施日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該人事評価制度等の整備に係る事業所における離職者の数を実施日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項、第七項、第九項、第十二項及び第十六項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項から第五項まで及び第九項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項及び第九項から第十二項まで、第百十八条の三第二項及び第七項、第百十九条並びに第百十九条の二の規定にかかわらず、雇用調整助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、職場定着支援助成金、キャリアアップ助成金、障害者雇用促進等助成金、生涯現役起業支援助成金及び人事評価改善等助成金は、国、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対しては、支給しないものとする。

（労働保険料滞納事業主等に対する不支給）

第百二十条の二　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項、第七項、第九項、第十二項及び第十六項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項から第五項まで及び第九項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項及び第九項から第十二項まで、第百十八条の三第二項及び第七項、第百十九条並びに第百十九条の二の規定にかかわらず、雇用調整助成金、労働移動支援助成金、六十五歳超雇用推進助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、通年雇用助成金、両立支援等助成金、職場定着支援助成金、キャリアアップ助成金、障害者雇用促進等助成金、生涯現役起業支援助成金及び人事評価改善等助成金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主又は事業主団体に対しては、支給しないものとする。

（法第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる事業）

第百二十四条　法第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第八号に掲げる事業として、人材開発支援助成金を支給するものとする。

（人材開発支援助成金）

第百二十五条　（新設）